

e-PAP 財務会計システム インボイス制度事前準備について

1. 勘定科目を使用して区分する場合

仕入の勘定科目を適格請求書有の仕入、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）からの仕入、帳簿のみ保存の特例に分けて登録します。

財務会計システムメニューの『01 事前登録処理』→「32 勘定科目情報登録・訂正」で複数の仕入科目を設定します。712は適格請求書有の仕入、713は適格請求書発行事業者以外の者からの仕入、714は帳簿のみ保存特例の仕入というように科目コードを分けて登録します。それぞれの科目に「請求区分」「帳簿のみ保存の特例」を設定します。

科目コード:

使用しない科目: 表示しない 表示する

カーソル移動設定: 横移動 縦移動

使用	科目コード	勘定科目名称	合計転記	課税区分	標準税率	請求区分	帳簿のみ保存の特例	科目ガ
<input checked="" type="checkbox"/>	712	仕入高 (適格)	<input type="checkbox"/>	40	*:自動	1:あり		主要
<input checked="" type="checkbox"/>	713	仕入高 (免税)	<input type="checkbox"/>	40	*:自動	4:控除		主要
<input checked="" type="checkbox"/>	714	仕入高 (特例)	<input type="checkbox"/>	40	*:自動	3:特例	1:出張旅費等特例	主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7141	仕入高 (不明)	<input type="checkbox"/>	40	*:自動	0:なし		主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7142	仕入高 4	<input type="checkbox"/>	40	4:軽8.	9:不明		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7143	仕入高 5	<input type="checkbox"/>	40	*:自動	1:あり		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	715	仕入値引戻し高	<input type="checkbox"/>	41	*:自動	1:あり		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	721	役員報酬	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	722	給料手当	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	723	雑給	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	724	賞与	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7241	賞与引当金繰入額	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7242	役員賞与引当金繰入額	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	725	退職金	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7253	退職給与引当金繰入額	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	726	法定福利費	<input type="checkbox"/>	72	0:0.00%	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	727	福利厚生費	<input type="checkbox"/>	99	*:自動設定	2:以外		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	7271	外注費	<input type="checkbox"/>	40	*:自動設定	1:あり		非主要
<input checked="" type="checkbox"/>	728	消耗品費	<input type="checkbox"/>	40	*:自動設定	1:あり		非主要

< [Shift] を押しながらファンクションキーを押した場合に利用できる機能 >
 SF 2...案内前進 SF 3...案内後退 SF 6...明細前進 SF 7...明細後退
 SF 9...使用区分全解除 SF 10...使用区分初期設定

確認

※※勘定科目を使用して区分する場合の運用※※

- 総勘定元帳、試算表、決算書などの財務諸表では科目ごとに分かれて出力されます。決算書では1つの仕入科目として出力したい場合は、別途設定が必要となります。(財務会計システムメニューの『13 特別処理』→「61 詳細出力設定登録・訂正」にて設定します。)
- 消費税計算内訳表は科目ごとに集計されます。

2. 補助科目を使用して区分する場合

仕入科目に補助科目を登録し、それぞれの補助科目に「請求区分」を登録します。補助科目に適格請求書有、帳簿のみ保存の特例、80%控除対象を設定することで仕訳伝票入力時に「請求書等有無区分」が自動で入力されるようになります。

財務会計システムメニューの『01 事前登録処理』→「32 勘定科目情報登録・訂正」で仕入科目の課税区分を99（混在）に設定します。『01 事前登録処理』→「33 補助科目情報登録・訂正」にて仕入の科目を表示して「補助を使用しますか？」を“使用する”に設定します。

今まで補助科目を使用していなかった場合は「空白の補助を使用しますか？」を“使用する”に設定してください。

買掛金に仕入先の補助科目を登録している場合は、仕入の科目に買掛金に登録している補助科目を一括登録することもできます。（【F3 補助一括登録】機能）

※※補助科目を使用して区分する場合の運用※※

- ・仕訳伝票入力時に必ず補助コード欄にカーソルが止まります。補助コードを入力することで「請求書等有無区分」の入力漏れが防げます。また、補助集計表や補助元帳を出力することにより、補助科目ごとの金額を集計することができます。
- ・仕訳伝票入力時に必ず補助コードを入力することになりますので、今まで仕入科目に補助科目を使用していなかった場合は、入力する項目が1つ増えることとなります。
- ・顧問先経理とデータのやり取り（出力・取込）をおこなっている場合は、顧問先経理側でも同じように補助科目を登録する必要があります。会計事務所側で補助科目を登録した場合は、マスタを送信して顧問先経理側で取込することで、顧問先経理にも補助科目が登録された状態になります。マスタには補助科目以外にも勘定科目、摘要などの情報も含まれますので、顧問先経理側で取込しても問題ないか事前に確認をお願いします。

3. 連想摘要を使用して区分する場合

仕入科目に連想摘要を登録し、それぞれの連想摘要に「請求区分」を登録します。連想摘要に適格請求書有、帳簿のみ保存の特例、80%控除対象を設定することで仕訳伝票入力時に「請求書等有無区分」が自動で入力されるようになります。

財務会計システムメニューの『01 事前登録処理』→「34 摘要登録・訂正」連想摘要登録・訂正を開きます。仕入科目について連想摘要を登録し、それぞれの連想摘要に「請求区分」を登録します。

「請求区分」が3：特例の場合「帳簿のみ保存の特例」を登録します。

各勘定科目に、摘要をあらかじめ登録できます。仕訳入力で「摘要」を入力する時に、入力した勘定科目に対して登録している摘要情報が「ガイド一覧」に表示されます。
 < [Shift] を押しなからファンクションキーを押した場合に利用できる機能 > S F 2…案内前進 S F 3…案内後退 S F 6…明細前進 S F 7…明細後退 S F 8…行複写 S F 9…一括削除

※※連想摘要を使用して区分する場合の運用※※

- ・日記帳画面、元帳画面の指示では「帳簿のみ保存の特例」の指定がありません。連想摘要で区分していて「帳簿のみ保存の特例」を指定して仕訳を確認する場合は仕訳連続検索を使用します。



「帳簿のみ保存の特例」について

8月28日からリリース予定の財務会計システム Ver.R05.1では、仕訳伝票入力時に「請求書等有無区分」で“3：帳簿のみ保存の特例”を選択した場合、対象となる取引名称をガイドから選択することで「帳簿のみ保存の特例」に入力することができます。勘定科目、補助科目、連想摘要にも「帳簿のみ保存の特例」を事前に登録しておくことができます。

請求区分	帳簿のみ保存の特例
3:特例	
1:あり	
4:控除	0:公共交通機関特例
3:特例	1:出張旅費等特例
2:以外	2:自動販売機特例
2:以外	3:回収特例
2:以外	4:郵便切手等特例
2:以外	5:質屋特例
2:以外	6:古物商特例
2:以外	7:再生資源等特例
2:以外	8:宅地建物特例

4. 適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者等)からの課税仕入れに係る経過措置について

インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置を適用できる期間等は次のとおりです。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで 仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで 仕入税額相当額の50%

「請求書等有無区分」で80%控除対象（令和8年9月30日までの場合）を入力しますと「金額」、「消費税額」欄が3行で表示されます。

上段 税込金額
 中断 税抜本体金額
 下段 消費税額 仕入税額相当額の80%

削	No.	月日	借方	貸方	金額	摘要											
決		内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	1	1	31	713	仕入高(免税)			111	現				1,100,000				
					税込	10%	40	80控					1,020,000				
					税外	0%	0	以外					80,000				

勘定科目、補助科目、摘要のいずれかで「請求区分」に4:控除を登録しておきますと、仕訳伝票入力時に「請求書等有無区分」に自動で80控が入力され「金額」、「消費税額」欄が3行で表示されます。

※仕訳伝票入力の「請求書等有無区分」では80%控除対象(80控)と表示されていますが、勘定科目情報登録・訂正、補助科目情報登録・訂正、摘要登録・訂正の画面では、「請求区分」は80%、50%に区別しておりません。令和8年10月以降の仕訳入力時には自動で50%控除対象(50控)と表示されるようになります。